RSPO 会員規則

すべての会員は本文書に定める要件に従わなければならない。

2020 年 6 月 25 日、理事会（於マレーシア、クアラルンプール）にて承認。

目次

1.0	概要	3
2.0	会員の区分とセクター	3
3.0	入会申請	5
4.0	会費	5
5.0	グループ会員資格	6
6.0	受益所有権	13
7.0	会員の義務	15

1.0　概要

1.1.　「持続可能なパーム油のための円卓会議（以下「RSPO」と称す）」は、持続可能なパーム油に関する多様な利害関係者から構成される国際的取り組みです。RSPO の会員及びその活動への参加者は、大農園企業、パーム油製品の製造業者や小売業者、環境 NGO や社会 NGO など、バックグラウンドが多様で、パーム油を生産又は使用している多くの国から参加しています。RSPO の主たる目的は、「サプライチェーン内の協力と、その利害関係者間の開かれた対話を通じて、持続可能なパーム油の成長と使用を推進すること」です。

1.2.　本文書の目的は、RSPO 会員になるための規則と要件を定め、RSPO 会員制度の運用に関するガイダンスを提供することにあります。

2.0　会員の区分とセクター

2.1.　RSPO 会員は、***RSPO 定款***第 4 条に定めるとおりとし、以下の区分の会員で構成されるものとします：

- 正会員
- 賛助会員
- サプライチェーン準会員
- 名誉会員

2.2.　**正会員**には、以下が含まれるものとします。

(i)　パーム油サプライチェーンに直接関わっている、又はそれに関係のある活動をしている組織

(ii)　銀行及び投資家

(iii)　非政府組織（NGO）

2.2.1.　正会員は、以下の七セクターに分けられます：

(i)　**アブラヤシ生産者**　－　アブラヤシ農園を所有及び／又は管理する団体。

- 生産者　－　アブラヤシ栽培のために管理する総面積が 500 ヘクタールを超えるアブラヤシ生産者。
- 小規模自作農　－　アブラヤシを栽培する農家で、アブラヤシの総作付面積が 50 ヘクタール未満の者。小規模自作農が RSPO 会員になるには、グループを作り、マネジャーを任命しなければなりません。
  (i)　このマネジャーが個人の場合　－　小規模自作農グループは、入会を申請する前にグループを法人として登記しなければなりません。
  (ii)　このマネジャーが団体の場合　－　団体であるグループマネジャーが入会を申請するものとします。
- 小規模生産者　－　アブラヤシ栽培のために管理する総面積が 50 ヘクタールよりも大きく、500 ヘクタール以下のアブラヤシ生産者。

(ii)　**パーム油加工業者及び／又はトレーダー**　－　パーム油及び／又はパーム油製品の加工、製造、購入及び／又は販売に従事する団体。このセクターには、製品を最終製品

の製造業者又は再販業者に供給するための流通に従事する流通業者又は卸売業者も含まれます。

(iii) **消費財製造業者** ― さらなる再包装や加工を必要とせず、消費又は最終的な使用を意図して設計された物品の製造にアブラヤシ製品を使用する団体。

(iv) **小売業者** ― 製造業者若しくは卸売業者から製品を購入するか、又は自社ブランド製品を製造し、その製品を消費者又は最終使用者に直接販売する団体。

(v) **銀行及び投資家** ― 認可を受けた金融機関であって、コマーシャル／リテールバンキング及びインベストメントバンキングなどの金融サービスを提供するもの。

(vi) **環境／自然保護団体** ― 政府組織から独立している非営利組織であって、環境保護及び環境の健全性向上を目的とするもの。

(vii) **社会／開発団体** ― 政府組織から独立している非営利組織であって、社会正義、人権及び労働者の権利、貧困緩和、社会の発展などの分野に注力するもの。

2.2.2. 正会員は総会での投票権を有するものとし、RSPO 会員であることを公に表明することができます。

2.3. **賛助会員**

2.3.1. 賛助会員とは、パーム油サプライチェーンに間接的に関わっている、又は関心がある個人又は組織です。

2.3.2. 賛助会員は、以下に分けられます。

(i) 個人
(ii) 組織
(iii) 組合

2.3.3. 賛助会員は RSPO 総会での投票権を有しません。RSPO 賛助会員であることを公に表明することは許されます。

2.4. **サプライチェーン準会員**

2.4.1. サプライチェーン準会員は、RSPO 認証パーム油のサプライチェーン内で活動し、アブラヤシ製品の年間購入量が 500 トン以下の組織です。

2.4.2. サプライチェーン準会員は、以下に分けられます。

(i) **組織** ― パーム油サプライチェーン内で、正会員に関する 2.2.1(ii)～(iv)項に記載するセクターのいずれかに関連する活動を行う団体。

(ii) **サプライチェーングループマネジャー** ― 2.4.2 (i)項に定める個別の団体であって、それぞれのアブラヤシ製品の年間使用量が 500 トン以下であり、グループマネジャーの指示下に置かれたグループに参加することに正式に同意するもの。当該グループマネジャーが一法人として入会申請を行うものとします。

2.4.3. サプライチェーン準会員は RSPO 総会での投票権を有しません。RSPO サプライチェーン

準会員であることを公に表明することは許されます。

2.5. 名誉会員

2.5.1. 名誉会員の資格は、RSPO への模範的かつ長期にわたる貢献について、理事会の単独かつ絶対的な満足をもって認められた個人に対し、理事会により授与されます。

2.5.2. 名誉会員は RSPO 総会での投票権を有しません。RSPO 名誉会員であることを公に表明することは許されます。

3.0 入会申請

3.1. RSPO 会員に申請する者は所定のオンライン入会申請フォームを用い、http://www.RSPO.org/members/apply にて RSPO 事務局に申請書を提出しなければなりません。

3.2. RSPO の事務局長は、入会申請を承認する権限を有するものとします。

3.3. 正会員の区分に入会が認められるのは、法人のみです。

3.4. 入会申請はすべて RSPO のウェブサイトに二週間掲載し、パブリックコメントを受け付けるものとします。

3.5. 入会を申請する生産者は、以下を提出する必要があります。

(i) すべての生産者は、違法な開墾があれば開示する義務があります。事前の高保護価値（HCV）評価を実施せずに行った開墾に関し、2015 年 11 月 16 日に理事会により承認された ***RSPO 修復・補償手順***（RaCP）に従い、生産者は RSPO 事務局に入会を申請する際に、管理下にある土地について 2005 年以降に事前の HCV 評価を実施せずに拡張のために行った開墾があれば、それを開示する必要があります。

RaCP の 3.1 項は「*RSPO に入会を申請する生産者は、申請に関する二週間のパブリックコメント期間に先立ち、RSPO 事務局に対し、管理下にある土地について 2005 年以降に事前の HCV 評価を実施せずに拡張のために行った開墾があれば、それを開示するか、あるいはそのような開墾がないことを書面で明示するものとする。RSPO への入会申請は、土地利用変化分析が RSPO に承認された後に、承認の対象となる。*」と定めています。

(ii) RSPO の原則と基準を実施するための期限を定めた計画の開示。

(iii) 企業農園の所在地と操業許可区域を示すシェイプファイル形式の地図（子会社のものがあれば、それも含む）。

3.6. 正会員及び賛助会員はともに ***RSPO 会員行動規範***に拘束されるものとし、サプライチェーン準会員は ***RSPO サプライチェーン準会員行動規範***の遵守を約束するものとします。

4.0 会費

4.1. RSPO 会費は、***RSPO 定款***第 5 条に定めるとおりです。

4.2. RSPO 会員の会員資格は、当初二年間とします（以下、「会員期間」という）。会員期間は、RSPO 事務局からの公式通知により指定されます。会員期間満了時に、各 RSPO 会員の会員資格は、会費の納入を条件として自動的に更新されるものとします（ただし、会員期間満了の三か月前に書面により会員資格が打ち切られた場合は除く）。

4.3. 名誉会員は譲渡不能の終身会員資格を享受し、この会員資格には会費は一切発生しません。

4.4. RSPO 会費の構成は以下のとおりです。

会員区分	会員セクター	年会費（ユーロ）
正会員	(i) アブラヤシ生産者	
	・アブラヤシ生産者 ― マレーシア ・アブラヤシ生産者 ― インドネシア ・アブラヤシ生産者 ― 世界の他の地域	2,000
	・アブラヤシ生産者 ― 小規模自作農グループ責任者	
	- ＞1999 ヘクタール	2,000
	- 1000～1999 ヘクタール	1,000
	- ＜1000 ヘクタール	250
	・アブラヤシ生産者 ― 小規模生産者（500 ヘクタール未満）	500
	(ii) パーム油加工業者及び／又はトレーダー (iii) 消費財製造業者 (iv) 小売業者 (v) 銀行及び投資家 (vi) 環境／自然保護団体 (vii) 社会／開発団体	2,000
賛助会員	個人、組織、組合	250
サプライチェーン準会員	サプライチェーン準会員、サプライチェーングループマネジャー	100
名誉会員	個人	会費は生涯なし

5.0 グループ会員資格

5.1. **2019 年 11 月 7 日**、持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）理事会は、2016 年 11 月 11 日に承認された RSPO グループ会員資格に関して、当初の要件の範囲拡大を承認しました。拡大範囲は、グループ会員資格に関する六つの定義にわたります。

5.2. グループ会員資格タイプ１：企業グループ

5.2.1. 企業グループを一つの会員資格下で登録する必須要求事項で、以下**企業グループ会員資格**といいます。

5.2.2. 企業グループ会員資格においては、以下の定義を用います。

(i) **団体**とは、その法人化又は登記が行われる国の法律に基づいて法人化又は登記された企業体又は組織をいいます。

(ii) 支配とは、以下をいいます：

(a) 経営を支配することをいい、これには、団体の事業活動や運営を指揮、指示又は管理する能力を含み、その手段が取締役会への影響力をもつことによるか、持株を通じた団体の経営によるか、株式の保有によるか、又は契約若しくは運営上の取り決めによるかを問いません；

(b) 支配する者の指揮、指示又は要望に合わせ、団体は、公式非公式を問わず、親団体の指揮、指示又は要望に関して行動する慣習又は義務下にあります

支配の解説：

(a) 親団体が別の団体に対し、経営支配権を有する場合。

(b) 親団体と別の団体との間に、公式、非公式を問わず、契約又は運営上の合意又は取り決めがある場合。

(c) 団体又はその取締役が、公式非公式を問わず、親団体の指揮、指示又は要望に従って活動する慣習又は義務下にある場合。

(iii) **グループ**とは、親団体と関係団体をいいます。

グループの解説：

(a) 親団体が一つ以上の団体に対し、経営支配権を有する場合。

(b) 親団体が一つの団体に対して経営支配権を有し、別の団体については契約又は運営上の取り決めにより経営を支配している場合は、そのどちらの団体も親団体の関係団体です。

(iv) **親団体**とは、グループ内の他の団体を支配している団体をいいます。

(v) **関係団体**とは、親団体の共通の支配下にある団体をいい、子団体、関連団体、又はその他関係団体を含むものとします。

(vi) **子団体**とは、親団体との関係が以下のいずれかである団体をいいます。

(a) 親団体が（法的所有者としてか又は受益者としてかを問わず）その団体の発行済み株式資本（優先株を除く）の過半数を保有している。

(b) 親団体がその団体の議決権の過半数を支配している。

(c) 親団体がその団体の取締役会の構成を支配している。

(vii) **関連団体**とは、親団体が（法的所有者としてか又は受益者としてかを問わず）その団体の発行済み株式資本の半分未満を保有しているか、又は議決権の半分未満を支配している団体をいいます。

5.2.3. 会員又は会員になろうとする者が、子団体、関連団体、その他関係団体かを問わず、親団体の支配下にある団体のグループの一員である場合は、親団体のみが RSPO 会員の入会申

請をすることができ、それによって当該親団体が、そのグループ内のすべての団体を代表するものとします。ただしその場合には常に、親団体及び／又はグループ内の団体がパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事していることを条件とします。

5.2.4. 企業グループ内の一つの団体のみがパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事している場合は、その団体のみが会員として登録するものとします。

5.2.5. 親団体の支配があるかどうかを判定する際に、RSPO は以下を検討します。

(i) 親団体が、以下を通じてその団体の経営及び／又は活動に影響力を有しているかどうか。

(a) 過半数株式保有によるか、少数株式保有によるかを問わず、その団体の議決権付き株式の総数に対し、相対的にかなりの株式を保有していること。

(b) その団体の取締役会に代表を出していること。

(ii) 非関連団体の活動を支配、指揮、管理する力を有しているかどうか。

5.2.6. 企業グループ会員資格申請の概要は以下の図のようになります。

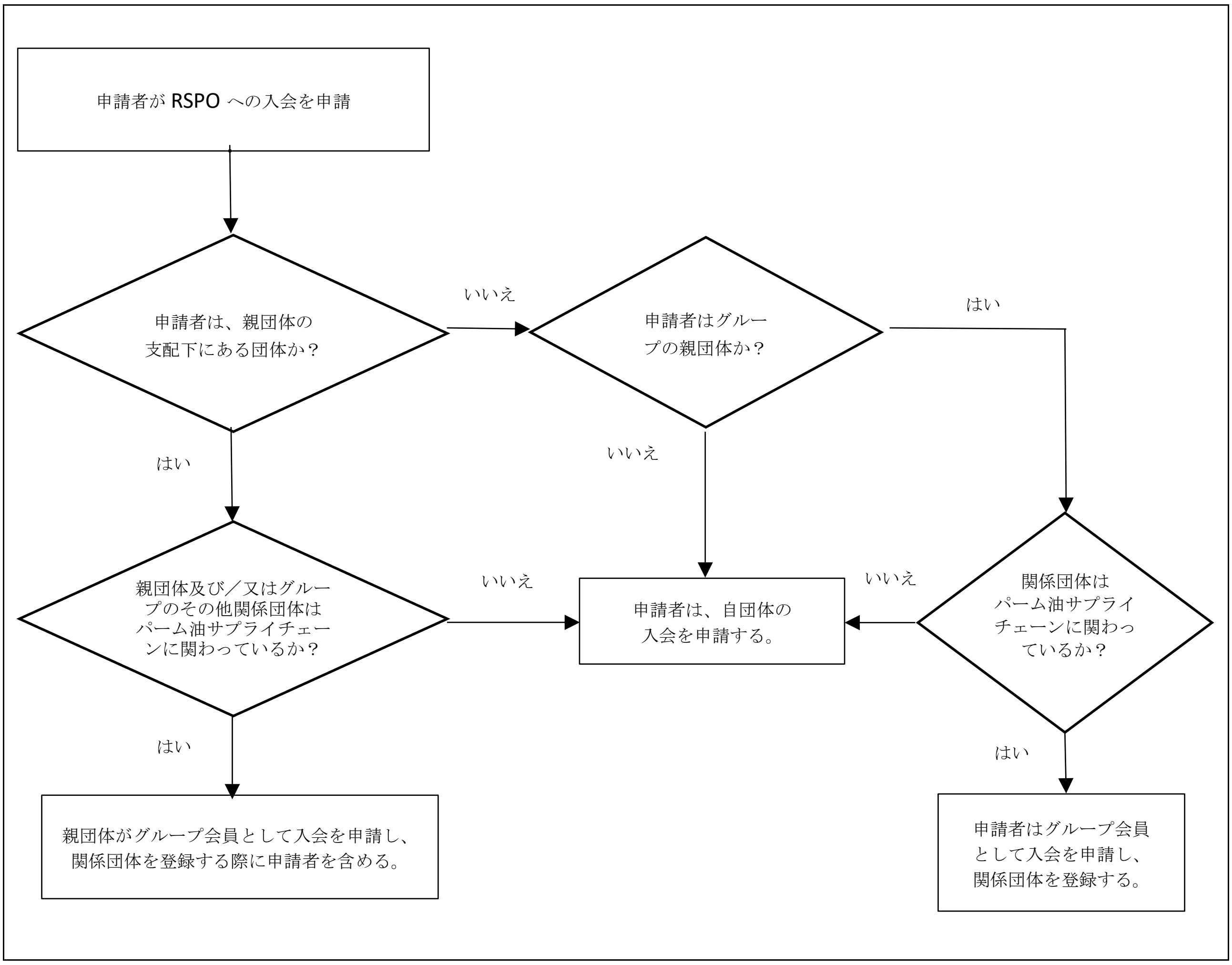

(i) RSPO 会員である親団体が、グループ内に個別の RSPO 会員資格を有する関係団体を一つ以上抱えている場合、親団体はすべての関係団体を RSPO 会員であるかどうかにかかわらず RSPO に申告し、親団体の会員資格下に登録するものとします。それ以後、関

係団体の RSPO 会員資格は事実上、取り消されるものとします。関係団体が親団体より先に会員になっている場合には、親団体の会員資格の発効日は、関係団体の最も古い加入日の日付に変更されるものとします。

(ii) 親団体が RSPO 会員ではないが、一つ以上の関係団体が RSPO 会員である場合：

(a) 関係団体のうち一つだけが RSPO 会員で、親団体がパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事していない場合、企業グループ会員資格は親団体に適用されません。

(b) 関係団体のうち一つだけが RSPO 会員で、親団体がパーム油サプライチェーンに関連する活動に従事している場合、親団体はグループ会員資格を申請し、当該関係団体を親団体の会員資格下に含めるものとします。

(c) 二つ以上の関係団体が RSPO 会員である場合、親団体はグループ会員資格を申請し、すべての関係団体を RSPO 会員であるかどうかにかかわらず RSPO に申告し、親団体の会員資格下に登録するものとします。それ以後、関係団体の RSPO 会員資格は事実上、取り消されるものとします。関係団体が親団体より先に会員になっている場合には、親団体の会員資格の発効日は、関係団体の最も古い加入日の日付に変更されるものとします。

5.3. グループ会員資格タイプ 2：小規模自作農グループマネジャー（SHGM）

5.3.1. 一つ以上の小規模自作農グループを管理する小規模農家グループマネジャーを登録する必須要求事項で、以下 **SHGM** といいます。

5.3.2. SHGM においては、以下の定義を用います。

(i) **SHGM** は、2.2.1(i)に定められた小規模自作農の定義に従います。SHGM は、アブラヤシを栽培する農家で総作付面積が 50 ヘクタール未満のグループを管理する法人です。

(ii) **グループ会員**とは、個別の小規模自作農グループで一定の地域内に組織されたものをいいます。

5.3.3. 各グループ会員は、グループの名称のわかる個別の呼称を持たなければなりません。当該グループ会員は、SHGM の一員として一覧表に記載されていなければなりません。

5.3.4. SHGM に登録された農家一覧は、申請時に提出し、登録内容に変更のある場合は更新しなければなりません。

5.4. グループ会員資格タイプ 3：サプライチェーングループマネジャー（SCGM）

5.4.1. 複数のサプライチェーン法人のグループを管理するサプライチェーングループマネジャーを登録する必須要求事項で、以下 **SCGM** といいます。

5.4.2. SCGM においては、以下の定義を用います。

(i) **SCGM** は、2.4.2(ii) に定められたサプライチェーン準会員の定義に従います。SCGM

は、アブラヤシ製品の年間生産量が 500 トン未満の個別の団体を管理する法人です。

(ii) **グループ会員**とは、2.4.2(i) のサプライチェーン準会員に定められた個別の団体をいいます。

5.4.3. 各グループ会員は、SCGM の一員として一覧表に記載されていなければなりません。

5.4.4. SCGM に登録された団体一覧は、申請時に提出し、登録内容に変更のある場合は更新しなければなりません。

5.5. グループ会員資格タイプ 4：共通のブランド、商号、屋号の下で業務を行う企業グループ

5.5.1. 共通のブランド、商号、屋号の下で業務を行う団体を一グループで登録する任意要求事項で、以下**共通ブランドグループ会員資格(CBGM)**といいます。

5.5.2. CBGM においては、以下の定義を用います。

(i) **CBGM** とは、同一のブランド、商号、屋号の下でマーケティング、管理、運営及びその他の経済的目的、又は共通の経済的、社会的、文化的ニーズ、要求、目的を持って運営する団体の集まりをいいます。

(ii) **グループ会員**とは、親団体を持たない個別の団体をいいます。グループ会員のいずれかが、5.2 に定められた企業グループ会員資格に該当する場合、グループ会員所属に加えないものとします。

グループの解説：

(a) いかなる親団体も一つ以上の団体に対する経営支配権を有しない場合。

(b) 同一のブランド、商号、屋号の下で運営するグループの公示（例えばウェブサイトや公への発表など）がある場合。

5.5.3. 一つの団体を、正規の RSPO 会員資格を有する「指定親団体」に指定するものとします。同一のブランドの下にある全企業のオーナーは、一つの企業を「親団体」とすることについて同意、承認し、同意書に署名する必要があります。

5.5.4. 各グループ会員は、CBGM の一員として一覧表に記載されていなければなりません。

5.5.5. CBGM に登録された団体一覧は、申請時に提出し、登録内容に変更のある場合は更新しなければなりません。

5.6. グループ会員資格タイプ 5：協同組合グループ（二階層又は三階層）又は協同組合連合

5.6.1. 他の協同組合を会員とする協同組合を登録する任意要求事項で、以下**協同組合連合会員資格（CUGM）**といいます。

5.6.2. CUGM においては、以下の定義を用います。

(i) **CUGM** とは、協同組合員が所有し、その民主的支配下にある法人をいいます。

(ii) **グループ会員**とは、協同組合連合の一会員として業務に当たる協同組合をいいます。それらの協同組合がその他の形態の法人と異なる点は、営利又は経済的安定を図る活動を、組合全体の利益に基づいてバランスを取るということです。

5.6.3. 中心的協同組合団体を、正規の RSPO 会員資格を有する「指定親団体」に指定するものとします。全グループ会員（協同組合）は中心的協同組合を親団体とすることに同意し、同意書に署名する必要があります。

5.6.4. 各グループ会員は CUGM の一員として一覧表に記載されていなければなりません。

5.6.5. CUGM に登録された団体一覧は、申請時に提出し、登録内容に変更のある場合は更新しなければなりません。

5.7. グループ会員資格タイプ 6：同一の個人所有の持株を保有する企業グループ

5.7.1. 同一の個人所有の持株の下で運営する団体を一グループで登録する任意の要求事項で、以下**共通オーナーグループ会員資格（COGM）**といいます。

5.7.2. COGM においては、以下の定義を用います。

(i) **COGM** とは、同一の個人所有の持株を保有する団体の集まりで、同一の株主（個人）が各グループ会員の発行済み株式の過半数を保有する（優先株で構成されるものを除く）ものをいいます。

(ii) **グループ会員**とは、親団体を持たない個別の団体をいいます。グループ会員のいずれかが、5.2 に定められた企業グループ会員資格に該当する場合、グループ会員ではないものとします。

グループの説明：

(a) いかなる親団体も一つ以上の団体に対する経営支配権を有しない場合。

(b) 同株主は、発行済み株式資本の過半数を保有していなければなりません。

5.7.3. 一つの団体を、正規の RSPO 会員資格を有する「指定親団体」に指定するものとします。同株式を保有するすべての関連団体は、一つの企業を「親団体」とすることについて同意、承認し、同意書に署名する必要があります。

5.7.4. 各グループ会員は COGM の一員として一覧表に記載されていなければなりません。

5.7.5. COGM に登録された団体一覧は、申請時に提出し、登録内容に変更のある場合は更新しなければなりません。

5.8. 以下の表にグループ会員資格の概要を示します。

タイプ	グループ名称	定義	運営	グループ会員としての受入条件	詳細
1	企業グループ	企業のグループは親団体と子会社の集まりで構成され、単一の経済主体として共通の統制系統を通じて機能する。	• 親団体と子会社の関係は、親団体が各子会社において直接的又は間接的に保有する経営権によって決定される。 • 親団体は RSPO の会員資格を有する。 • **必須**	子会社はグループ会員として登録される。	企業グループは、構成企業の事業形態と現行のグループ会員資格規定に従う。 親団体が株式資本の過半数を保有する場合、その団体の議決権の過半数を支配し、取締役会の構成を支配する。
2	小規模自作農グループマネジャー（SHGM）	小規模自作農のグループを管理する法人	• SHGM は RSPO 会員資格を有する • **必須**	SHGM 管理下の個々の小規模自作農グループ、たとえば近隣地域内に組織された小規模自作農のグループは、グループ会員として登録される。	SHGM に所属する各グループは、グループの名称のわかる個別の呼称を持たなければならない。 個々のグループの名称は SHGM に所属するものとして登録しなければならない。 グループに所属する農家の一覧は、申請時に提出し、登録内容に変更のある場合は更新しなければならない。
3	サプライチェーングループマネジャー（SCGM）	各々の年間購入量又は使用量が 500 トン以下の農家のグループを管理する法人	• SCGM は RSPO の会員資格を有する。 • グループの認証会員はすべて登録しなければならない • **必須**	SCGM に所属する団体はグループ会員として登録される	SCGM は、SCGM の認証の範囲内で認証されたサイトをすべてグループ会員として確実に登録しなければならない。 SCGM において認証されたグループ会員が親団体の傘下団体として登録を希望した場合、これを認める。子会社関係においてはグループ会員資格規則を考慮する。

4	共通のブランド、商号、屋号の下で業務を行う企業グループ	同一のブランド名、商号、屋号の下で業務を行う団体の集まりで、以下に該当するもの • マーケティング、管理、運営をはじめとする経済的目的を有する、又は、 • 共通の経済的、社会的、文化的ニーズ又は要求、目的を有する。	• 外部へのグループの公開を、たとえばウェブサイト、公示などによって行っているもの • 一団体が正規の RSPO 会員資格を有しているもの • 任意	グループ内の各団体はグループ会員として登録される。	同一のブランド名の下で事業を行う企業は、親団体を指名して当該ブランドの代表として会員資格を保有させることができる。 同一のブランドの下にある全企業のオーナーは、一つの企業を「親団体」とすることについて同意、承認し、同意書に署名する必要がある。 「親団体」は、そのグループに所属する全企業に対する責任を負う。これらの企業は、グループ会員として、MyRSPO を通じて申告、登録されなければならない。
5	二階層又は三階層の協同組合又は協同組合連合	他の協同組合を会員に持つ協同組合	• 協同組合は RSPO の会員資格を保持する。 • 任意	協同組合の会員はグループ会員として登録される	協同組合の会員は親団体が会員資格を有するグループの会員として登録することができる。グループ会員は、当該協同組合を親団体に指名することに同意する必要がある。
6	持株を有する個人所有の企業	これらの所有者は個人として、グループを構成する各企業の支配権を有する	• グループ内の一つの企業が、RSPO の正規会員資格を有するものとして指定される。 • 任意	共通の個人が所有する企業はグループ会員として登録される	複数企業の株式を保有する者は、単独で会員資格を有しながら他の各企業の株式を統合してグループ会員の一部とすることもできる。 グループ会員は、当該グループの一員として MyRSPO を通じて登録しなければならず、親団体はグループに対して責任を負う。

6.0 受益所有権

6.1. 定義

6.1.1. 実質的支配者とは、資産又は証券の所有権に伴う利益を享受する人を指す用語で、直接間

接を問わず、信託又はパートナーシップ若しくは投資ファンドを通じた資産の所有権及び管理を含み、所有権の権原又は権原と推定されるものが他人名義です。受益所有権は法的所有権とは異なります。ほとんどの場合、法的所有者と実質的支配者は同一で、実質的支配者でない場合は「名義人」と呼ばれることがあります。

6.1.2. RSPO 会員資格における実質的支配者を定義するにあたっては、金融活動作業部会（FATF[1]）の定義を参照します。FATF は、1989 年に裁判権の及ぶ地域内加盟国の財務大臣級によって設立された政府間機関です。国際基準を設定し、法律・規制・運用施策の効果的な実施を促進し、国際金融システムの完全性に対する脅威と戦う責任を担っています。

6.1.3. 実質的支配者とは、法人を最終的に所有又は支配する自然人や、その人に代わって取引を行う自然人をいいます。また、法人又は取り決めに対する最終的実効支配権を行使する人も含まれます。

6.1.4. 「最終的に所有又は支配する」及び「最終的実効支配権」という表現は、所有権、支配権が連鎖的所有権を通じて又は下図 1 にあるような直接支配以外の方法で支配される状況を指します。直接的ならびに間接的所有権及び支配権の一般的な形態を下図 2 に記します。

図 1

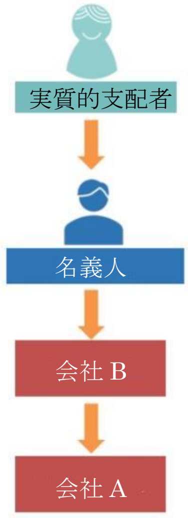

図 2

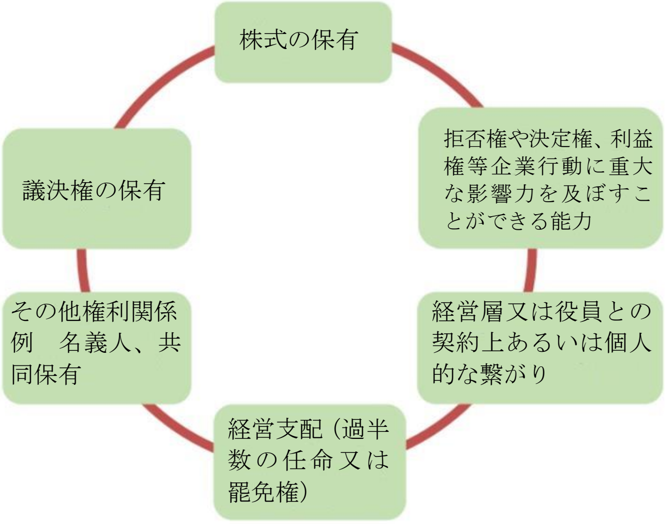

6.2. 実質的支配者の決定

6.2.1. 実質的支配者は法人を事実上所有し支配する者です。この所有権又は支配権を行使する方法はさまざまです。たとえば、法人の持分権（25%以上と定められている）の支配権を有することが挙げられます。その他の方法としては、議決権のかなりの割合又は団体の取締役会構成員を指名又は罷免する権利を有することなどもあります。

6.2.2. 実効的支配を行う方法は他にもあります。たとえば、ある団体が下す決定に対する影響力又は拒否権として支配が明らかになる場合として、株主又は会員間の合意を通じた場合、家族又はその他意思決定に関わる者とのつながりを通じた場合、若しくは譲渡可能株式又は団体からの転換社債を保有する場合などがあります。

6.2.3. 法人の実質的支配者は個人（自然人）のみで、直接的間接的手段のいずれかを問わず、法

[1] FATF 実質的支配権の透明性確保強化指針（www.fatf-gafi.org）

人を所有又は支配する者でなければなりません。名義人もチェーン企業も、実質的支配者の特定を妨げてはなりません。表 3 に示す通り、一企業に実質的支配者が二名（名義人を通じた場合を含め、女性一名が三つの営利企業を通じて 60%、男性一名が 40%を所有）いるものの、どの直接の所有者も資産の 25%を超えない（法定の株主各自 20%ずつ）場合もあります。

図 3

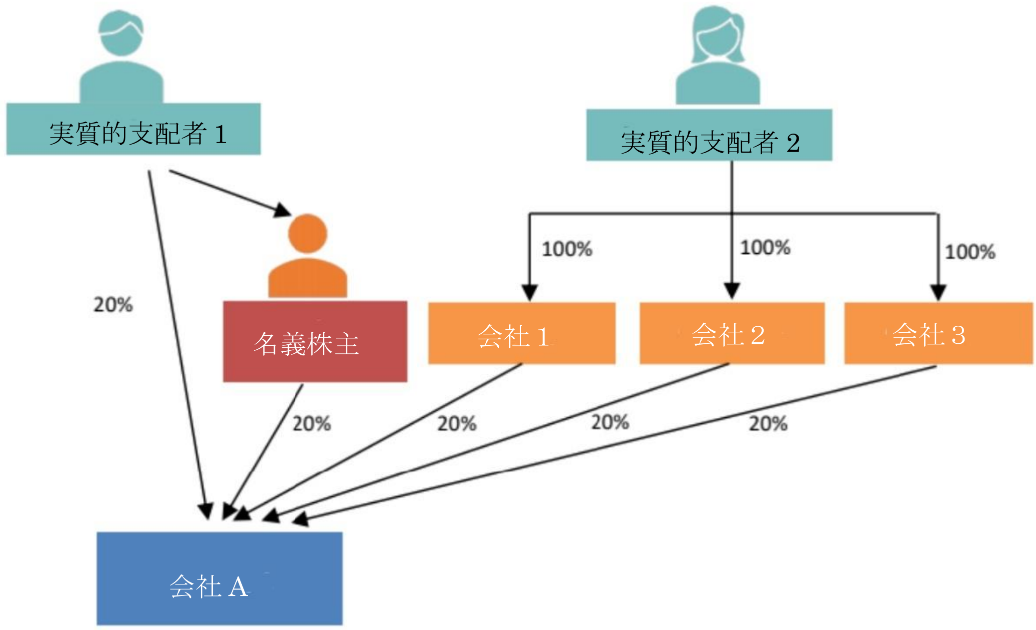

7.0　会員の義務

7.1.　会費

7.1.1.　会員は、**第 8 条：RSPO 会員資格停止規約**に記された通り、請求書受領後 3 ヶ月以内に会費を支払わなかった場合、会員資格を打ち切られるものとします。

7.2.　年次報告書（ACOP）レポート

7.2.1.　ACOP レポートの提出は、RSPO のすべての正会員及び賛助会員に義務付けられており、ACOP 提出期間開始時に、会員になってから最低 1 年を過ぎた場合が対象です。（詳細は RSPO 会員行動規則第 2 章：透明性、報告及び要求に記載）

7.2.2.　ACOP の提出は、サプライチェーン準会員の場合は任意ですが、RSPO 事務局が準会員の運営や活動の状況、課題をさらに把握できるように協力してください。

7.2.3.　ACOP の提出義務のある会員が公式の提出期間内にレポートを提出しなかった場合、以下の制裁措置があります：

7.2.4.　打ち切り：ACOP レポートの未提出が 3 年続いた場合

7.2.5.　一時資格停止：ACOP レポートの未提出が 2 年続いた場合

7.2.6.　初回警告：ACOP レポートの未提出が初めての場合

7.3.　グループ会員資格

7.3.1. グループ会員資格において、先に定義したグループの一員としての団体は、関連団体と呼びます。

7.3.2. 関連団体は、グループ会員としての登録の有無を問わず、グループ会員とみなします。

7.3.3. 親団体は RSPO 事務局に対し、グループ内の関係団体を**自己申告**により開示する責任を負います。RSPO 事務局は親団体に対し、関係団体の支配を証明するよう、連結財務諸表や関連するその他の法的文書の提出を随時求めることができます。

7.3.4. 団体を所有又は支配する者が同一の実質的支配者である場合、当該団体はグループの一員とみなすものとします。実質的支配者の定義と特定条件は 6.0 節で説明しています。

7.3.5. RSPO 認証と CSPO の取引においては、関連団体はグループ会員に登録されていなければなりません。

7.3.6. 本規則を遵守できない会員については、RSPO 行動規範に従って対処するものとします。

7.4. 受益所有権

7.4.1. 実質的支配者が特定され、7.3.1 節と 7.3.2 節に該当する場合、当該団体がグループ会員資格又は別個の会員資格を有するか若しくは複数の会員資格のカテゴリーで登録されているかのいずれの場合も、当該団体を実効的に所有、支配する者が同一の実質的支配者であるときは、すべての意図、目的に関して、事実上グループに所属するものとみなされ、法令、行動規範ならびに RSPO の主要文書及び手続きの遵守義務を負うとみなすものとします。